

# ファイトバック！

No. 5 2007年 6月20日発行

館長 雇止め  
yatoidome  
バックラッシュ  
●●● 裁判

編集／発行：館長雇止め・バックラッシュ裁判を支援する会

連絡先：530-0047 大阪市北区西天満 2-3-16 絹笠ビル 1F

大野協同法律事務所内 Tel 06-6365-5215 Fax 06-6365-5550

■ URL : <http://fightback.fem.jp/> ■ blog : <http://fightback.exblog.jp/>

■ Email: [fightback@hh.fem.jp](mailto:fightback@hh.fem.jp)

■ 郵便振替口座 00910-0-137307 ファイトバックの会

公正な判決を求めるハガキを出しましょう！

いよいよ判決が出ます！

9月12日(水) 13:10～

大阪地裁809号法廷

裁判所へ同封のハガキを出してください。裁判所に公正な審判を求めるものです。これまでの証人尋問、準備書面の中で十分に原告の主張は立証されていると考えられます。しかし、この裁判に絶対負けるわけにはいかないと多くの人が思って注目し、支援していることを、あらためて裁判所に印象づけるための最後の行動です。ご自分の言葉も添えて投函願います。また周りの人にも1枚でも多く書いてもらってください。6月末までに投函願います（7月初旬でもいいですが、7月中に判決文が書き上がるだろうという予想です）。行政相手の裁判の重い扉をなんとか押し開けましょう！



2007.6.6 法廷後の交流会。大阪弁護士会館 920号室にて。参加者が多く、立っている人や床に座っている人もいました。寺沢弁護士（中央奥）が最終準備書面を解説中。傍聴ありがとうございました。寄せられた皆さんの声から一部をご紹介します（編集委員）。

## 結審と弁護士解説付き交流会に参加して

このたびの結審で提出された『最終準備書面』は、三井さんの言動が、捻じ曲げられ、虚偽で塗り固められていった過程を、被告豊中市と財団の画策をひとつひとつ暴きながら、違法性を突き、綿密かつ周到な主張で展開している。

たとえば2004年度の予算要求説明書の日程から指摘された矛盾点や原告排除のための手続きの異常性を、議員として行政の予算要求にかかわった経験のある私は、うなずきながら読んだ。また常勤館長採用選考が財団職員採用要綱に違反しているなどの記述も的確で、被告の矛盾した論理を炙り出している。被告側からの公的文書を元に論証していくのだから、被告は反論のしようがないだろう。

男女共同参画推進条例案を上程し、可決に至るまでの、市との議員たちとの密約も反証できない確実な資料で論破している。密約とはすなわち「条例案賛成・成立の見返りに原告の首を切ること」であった。半年前に制定する予定だった条例の上程が与党会派の反対などで阻止された市は、市の面目にかけてもこれ以上条例可決が延期されないよう、原告の首を差し出したというわけだ。たとえ、バックラッシュ勢力が反対する条例でも原告を排除することにより、条例は換骨奪胎できるというバックラッシュ側のねらいを、最終準備書面は明確に示している。

また、三井さんが館長講演で専業主婦への差別的発言を言った、などという事実無根の噂が流されていたが、誰でも、三井さんを追い落とすための卑劣なデマにすぎないとすぐピンとくるはずだ。にもかかわらず、それらのバックラッシュ勢力の攻撃に被告が屈したのは、むしろ原告排除にいい口実ができたことを豊中市幹部は歓迎したからではないか。

恫喝する議員に対し、行政職員は戦々恐々となる。それは往々にして、議員の中には自分の優位性を保つために、議会で職員を非難し恥をかかせるような質問を行う議員がいるからだ。北川悟司議員の場合、市長第2与党の重鎮であったことや、国の「ジェンダー・フリー」用語排除と同調していただけに、幹部職員は逆らえないという側面があったのだろう。また、国旗国歌の徹底などでかねてから市教育委員会に顔をきかせていたという事実も、最終準備書面に明記されていることから、市幹部と“親密”な間柄だったのだろう。しかし、だからといって事務局長（豊中市からの派遣）がその上司である館長の三井さんに背信していいという理由はどこにもない。

さて、その後、すてっぷは三井さんの後任の桂館長も辞任し、今なお館長不在という。すてっぷが弱体化したという声も聞いた。平成18年に市と財団で交わされたすてっぷの管理運営に関する基本協定書の第2条には、「乙(財団)は、センターの設置目的が社会のあらゆる分野への男女の均等な参画及び男女の人権の確立を図り、男女が社会の台頭な構成員としてその責任を分かち合い、共に築く男女共同参画社会の実現をめざすことであることを十分理解し、その趣旨を尊重して業務の実施に当たるものとする。」とある。

この趣旨に沿ったすてっぷの運営が現状で十分なされていないことを(北川悟司氏が落選した今)、豊中市議会は問題にして欲しい。豊中市民から抗議の声を上げて欲しい。それがこの館長雇い止め・バックラッシュ裁判を支援する一翼を担うことになるはずだ。三井裁判の意義を市民運動にまで広げ、大きなうねりを起こせば、裁判勝利は間違いなしと、私は信じている。

木村 民子(ファイトバックの会副代表)

(注：編集上、文章を一部割愛させていただいています)

## 指定管理者制度と三井裁判

2年半に及んだ裁判。これまでの証人尋問や被告準備書面のポイントを幾重にも織り込んだ原告最終準備書面は、説得力あふれる内容でまさに圧巻です。渾身の力を出し切った原告三井マリ子さんと彼女を支えた弁護団の見事なコラボレーションにより、珠玉の「原告最終準備書面」が裁判長に提出されたことを心から喜んでいきます。勝利の扉を押しあける大きな力です。

私は行政職と議員の経験があり、議会では「指定管理者制度の導入」についての質問・提案を続けてきました。その経歴から、「第3章 地方自治行政の通常のあり方からは到底考えられない組織体制の変更」についての力のこもった鋭い指摘に特に関心を持ち、強い共感を覚えるものです。

2003(平成15)年6月、指定管理者制度の導入を定める改正地方自治法が公布され、同年9月施行されています。これにより全ての「公の施設」は自治体の直営か公募による指定管理者による管理運営が行わ

れることになりました。全国の全ての地方自治体が対象であり、すてっぷも例外ではありません。

つまり、このような体制変更の前ですから、被告市は、よほどのことがない限り組織のトップである館長を柔軟に対処しやすい非常勤のままにしておくはずで、現に、被告市は書面で「非常勤館長は『雇用関係が解消しやすい』」などと言っています。それなのに、2004年3月31日で、組織強化の名の下、館長を非常勤から常勤に変えねばならなかった。そこに、よほどのことがあった——三井さん排除の密約——というのが弁護団の推理です。

行政職員は法に基づいた仕事をしなければなりません。本郷氏は「指定管理者制度の導入が全く予測できなかった」としていますが、地方自治体の幹部職員として認識不足も甚だしく、資質を疑いたくなります。また、被告らは、「(すてっぷの)組織体制変更の実施が2004(平成16)年度必要不可欠」と繰り返してきましたが、時期から言っても指定管理者制度の導入を定める改正地方自治法抜きに、すてっぷの体制変更は到底考えられません。

原告最終準備書面には、いくつもの「通常はありえない」「およそありえない」の言葉がちりばめられ、その行間から、原告側の被告市に対する憤りを垣間見ることができます。とりわけ、上記「指定管理者制度の導入」問題は、凶らずも被告市の欺瞞を暴くことになり、そのいい加減さ・迷走ぶりをあぶりだしています。「指定管理者制度の導入」という地方自治体の大変革を最大限生かした弁護団の卓越した手法はすごいと思います。

それにしても、指定管理者制度が導入される「男女共同参画センター」「女性センター」の行く末が気になります。また、各自治体の女性政策・男女共同参画施策の変質・低迷・後退・縮小・統合も危惧しています。この裁判に勝利することは、自治体の暴走・迷走に歯止めをかけることになるかと信じています。そして、それこそが、本当に必要とされる男女平等推進拠点へと生まれ変わる第一歩なのです。

岡田 啓子(元大津市職員・前大津市議)

## **豊中市民ですら真相を知らされていない**

バックラッシュに敢然と立ち向かわれる勇氣、大変な戦いをなさっておられるのに疲れを見せない颯爽としたお姿と絶やさないう笑顔に「三井さんてスゴイ！」感動と力を頂きました。

先日、三井さんの『陳述書』を読み、6月6日は原告側の『最終準備書面』を弁護団から解説して頂きました。

『最終準備書面』では、丹念な事実の積み重ねと緻密な理論展開によって悪質なバックラッシュと豊中市の奸策が暴かれています。読みながら行政が一部勢力と癒着することの恐ろしさをひしひしと感じました。

実は私が詳しいことを知りましたのは最近のことです。豊中市幹部や関係者たちの世論操作の巧妙さなのかもしれません。豊中市内で市民活動をしている人たちでも、「すてっぷで何かかもめ事があったらしい」ぐらいの認識しかなく、事の真相は知られていないようです。先日、活動仲間に話したところ、「全く知らなかった、そんな酷い事が豊中で行われていたなんて！」とおどろいていました。

元市議だった某氏とその仲間は、男女共同参画だけではなく教育や平和、住環境を守る運動にもさかんに攻撃をかけています。全て、つながっているということに気がつかないといけません。真実をわかりやすく、多くの人たちに知らせていかなければならないと思います。

これから判決まで、公正な判決を求める要請行動も提起されると聞いております。介護をかかえて機動力迅速とはいかない私でございますが、お仲間の端にお加えくださいませ。よろしくお願い致します。

熊野 以素(介護保険制度研究、豊中市民)

## **権利と尊厳を守るために**

友人や支援者たちに対して、優しい気持ちにあふれた、心に染み入る「結審の詩(うた)」をありがとうございます。

でも、私たちは、あなたにこそお礼の言葉を言わなくてはなりません。あなたは、自身の市民権と人間としての尊厳を守るために、豊中市議会の女性嫌いの反動的組織に対決しただけでなく、あなたは、その

ことによって全国の女性たちや、似たような状況に置かれている多くの人たちの、権利と尊厳を守るために身をもって闘ってくれたのですから。

おそらく、終結までには、長く、苦悩に満ちた日を待たなくてはならないでしょう。でも、あなたは、困難に立ち向かうたびにいつもそうだったように、元気に切り抜けてゆくことでしょ。そして、長いトンネルの最後に明かりを見つけ、最後の勝利を祝うことになる。私はそう確信しています。

志を高く持ち続けて頑張ってください。その暁には、おそらく本年末になるでしょうが、このハードな闘いが過去のものとなり、あなたは新しい使命をおびて船出することになるでしょう。

福井 治弘 (カリフォルニア大学サンタバーバラ校名誉教授、元広島平和研究所所長)

## 6月6日交流会にて採択した結審にあたっての声明文

### 声 明

2007年6月6日

本日、「館長雇止め・バックラッシュ裁判」は結審となりました。

三井マリ子さんは、大阪府豊中市の男女共同参画推進センター「すてっぷ」開設にあたり、全国公募で館長に選ばれました。しかし、2003年度末、雇止めされました。豊中市が三井さんを雇止めした名目は「男女共同参画推進条例制定後、すてっぷの組織体制を強化するため」でした。しかし、すてっぷが強化などされていないことは、火を見るより明らかです。

実はこの雇止めの背後には、旧来の性別役割分担に固執する市議らとその仲間の執拗な攻撃（バックラッシュ）がありました。議会内外でのバックラッシュ勢力の猛攻を受け、豊中市は男女共同参画推進条例案上程をいったん断念。半年後の2003年秋には、何が何でも成立させねばと意気込んでいました。

そこで、豊中市は同年夏頃から、条例案に賛成してもらうことと引きかえに三井さんの排除を画策し、一方では、後任館長探しに奔走しました。年末には桂容子さんに決定しながら、年明け後に形だけの採用試験を行い、受験した三井さんを不合格にしました。この一連の経緯に対して、三井さんは2004年12月17日、豊中市と「とよなか男女共同参画推進財団」を相手に損害賠償の訴訟を起こしたのです。

証人尋問で、豊中市の部長やすてっぷの事務局長らは、これまでの弁明を繰り返したただけでした。しかし、今年2月、私たちの粘り強い運動もあり、証人台に立った桂さんは、豊中市から「三井館長は常勤が無理、あなたしかいない」という嘘を告げられたことや、「候補などとは言われてない。組織図を見せられ、ここ（トップの職）をやって下さいと言われた」とも証言しました。弁護団の緻密で明晰な論理や、桂さんの証言から、被告らがいかに欺瞞に満ちた行為をしてきたかが明らかにされました。

私たちがこの裁判に注目し原告を支援するのは、この裁判が女性にとって非常に重要な問題を2つ含んでいるからです。

- 1 「非常勤職への差別撤廃」：館長といえども非常勤という雇用形態であればとも簡単に使い捨てられてしまうことが多くの女性と酷似しています。この裁判に勝利し女性の労働権の侵害をなくしていく大きな一歩にしたいと考えているからです。
- 2 「バックラッシュの根絶」：近年強まっているバックラッシュは、豊中市だけの問題ではありません。バックラッシュをなんとしてもはね返し、女性と男性が平等に生きられる社会に一歩でも近づきたいと願っているからです。

女性差別の撤廃と男女平等を進める拠点として作られたはずのセンター「すてっぷ」。その職場でこのような首切りが行われたことを、私たちは決して許すことはできません。私たちは、泣き寝入りせず闘いを挑んだ三井さんを全力で支えている弁護団とともに、この裁判の勝利を勝ち取るべく、最後まで頑張ります。以上、ここに宣言します。

館長雇止め・バックラッシュ裁判を支援する会（略・ファイトバックの会）

代表 上田 美江